

I 理念・目的・教育目標

法学研究科は、大学院学則第1節（総則）第1条および学部学則第2章（大学の組織）第2条をうけて、大学院が学部教育を前提に、学術の深奥を追求する、より高度で専門的な教育研究を行う場であるという理解の上に立ち、法学部と同様、建学の精神こそが研究科の活力源であるという信念の下に、慶應義塾の創立者である福澤諭吉の精神を受け継ぎ、発展させて、今日の地位を築き上げた。福澤精神とは、国際的な視野に立った、かつ、時代を先取りした独創的な学問研究によって、新しい社会を先導するという気概をいうが、それは、合理の精神をもって思考し、それを社会に活用するという、福澤の実学の思想に裏打ちされたものである。従って、福澤の実学とは、人類が積み上げてきた知を継承し、発展させて新たな知を創造し、それを人材育成という形で社会に活かしていくものである。

法学部は1890年に開設された法律科と1898年に開設された政治科が合併して、1920年に発足し、現在、法律学科と政治学科の2学科を設置しているが、法学研究科は、1951年、新しい学制による大学院の設立にあたり、民事法学と政治学の2専攻で発足し、その後、1962年に公法学が独立して、現在、民事法学、公法学および政治学の3専攻からなる（大学院学則第3条）。

法学研究科は法学が民事法学と公法学の2専攻からなるとはいえ、実質、法学と政治学からなるが、それは、政治は出来上がりつつある法律であり、法律は出来上がった政治であると言われるように、法律と政治が密接な関係をもつと考えているからである。さらに言えば、そこには法の理念である正義と政治の理念である平和が、切り離せない車の両輪のように一体をなしてはじめて、社会に幸福が実現するという、法学研究科の開設者達の思いが込められている。

いずれにせよ、法学研究科の3専攻は共に、法学部と相互補完関係に立って、福澤精神を理念的支柱としつつ、これまで独創的、先駆的、かつ高度な法学・政治学の研究に取り組み、自主独立の気力をもって社会を先導し、自由で公正な社会の形成に貢献する独立自尊の人の育成を究極的な目的とした教育に努めてきた。

そして、法学研究科のこの目的を実現するために、各専攻はそれぞれが異なる具体的な目標をもって教育に当たっている。民事法学・公法学専攻では研究者や法曹を育てるだけでなく、社会現象を法律的にとらえる能力、つまりリーガル・マインドを身につけた高度専門職業人を養うことが目標であり、また、政治学専攻では政治家や公務員を育てるといった狭い目的だけでなく、個別の行為や現象を全体との関連で適切に位置づける能力、つまり組織の指導者に問われるゼネラリストとしての資質を身につけた高度専門職業人を養うことを目標としている。

法学研究科は上記の理念・目的・教育目標に沿った人材の育成を行い、これまで学界のみならず、法曹界、政界、その他、高度の専門的能力が必要とされる分野で活躍する有為な人材を輩出してきたが、社会が国際化・情報化・専門化等に向けて激しく変化するに伴い、社会が複雑化し、人々の価値観が多様化してきている現状を踏まえて、今後は、これまで築き上げてきた学問伝統を継承しながらも、それをさらに発展させ、目的意識をもって時代を創造的かつ柔軟に生き抜くことのできる、個性豊かで、能力の優れた21世紀の知性の育成を目指して、なおいっそうの努力が必要と考えている。

そのためには国際的コミュニケーション能力を身につけさせる外国語教育の充実がさらに求め

られることはもちろんであるが、社会の変化に柔軟に対応し、適切な解決をはかることのできる高度に専門的な判断能力、人間関係を深く理解するために必要な幅広く奥深い教養、そして豊かな人間性を身につけさせる教育も強く求められる。法学研究科は、早くからこのような能力を身につけた人材養成の教育に取り組むことによって、社会に貢献できるよう努力してきたし、またその成果も出つつある（例えば、税理士研修講座や弁理士研修講座を開設したこと、また、21世紀COEプログラムの1つとして「多文化多世代交差世界の政治社会秩序形成」プログラムが採択されたことなど）が、2004年4月から高度専門職業人としての法曹を養成する法科大学院が開校することもあり、今後これをさらに加速させる必要があるという認識に立って、カリキュラム等の改革も含めて、研究教育の充実・強化に取り組み、同時に、それに対応する教育・指導体制の構築を図る努力も求められよう。その際、法学研究科における研究教育は、法学部、法学研究科および法科大学院を一体として考え、3者の連携による人材養成によって、法学部、法学研究科および法科大学院の発展に繋げたい。

II 教育研究組織

法学研究科は修士課程（前期博士課程）と後期博士課程を置く博士課程の教育研究組織であり（大学院学則第2条第1号）、法律学関係31名、政治学関係31名の専任教員から構成される（2004年5月1日現在）。

教育研究組織は法学研究科がその理念を実現するために叡智を傾け、歴史的に形成してきたものであり、従って法学研究科に開設された教育課程を展開するに相応しい規模と内容を有しており、また、主要科目には専任教員が配置されており、現在のところ機能を果たしており、適切かつ妥当である。

しかし、緊急の課題としては法科大学院開設に伴う専任者の移籍から生じた教員の不足、また、時代の変化に対応して今後予想される新しい学科目の設置に伴う教員の補充に対処するために、教員配置の面で多少調整が必要となろう。

III 教育研究の内容・方法と条件整備

III-1 教育・研究指導の内容等

(1) 教育課程

- ・ 建学の精神とカリキュラム編成

本学の建学の精神は、学祖・福澤が主唱した独立自尊、智徳の模範等、常に自らを頼みとして学問の最先端を切り拓いてゆく姿勢であるが、そういう観点から、全ての分野で、最先端の未解決な問題に取り組んでゆく姿勢が貫かれている。具体的には、憲法改正、政治改革、行政改革、国際租税法、エネルギー法、環境法、債権の国際流動化、会社法学と会計、医療と法学等の科目が多数設置され、それらを、専攻を越えて自由に履修できるようになっている。

- ・ 必修・選択科目の量的配分

公法学専攻、民事法学専攻では、関連する全ての研究分野別に必修の合同演習が設置されており、いかなる専攻の学生も履修が困難にならないようになっている。加えて、各関連分野毎の選択科目も十分量設置されている。

- ・ 国際化等の進展に対応するための外国語能力の育成

英語を駆使しての研究論文作成や口頭発表の技能は、いまや必須のものと思われる。そこで、政治学専攻博士課程にアカデミック・プレゼンテーション、アカデミック・ライティングのコースを設けてある。なお、公法学専攻・民事法学専攻にも同様のコースの導入を図るべく現在検討が進められている。

- ・ 社会の動きに対応した特色ある教育

現実に動いている問題に関する、最先端の実務家と協力した科目が多く、社会の動きに対応した教育を行っている。特に、グローバル時代に対応した国際的な科目や、伝統的枠組にこだわらず学際的新分野に挑戦する「起業」家的科目や学問を発信するコミュニケーションに特化された科目も設置されている。

- ・ 学部教育との接続

学部と研究科は、同じ教授会に所属する教員集団により指導されているので、常に、いわば9年間の教育計画の下にカリキュラムが編成されており、学部と研究科の教育の接続は常に調整・確保されている。

- ・ 修士課程と後期博士課程との接続

同じく、修士課程と後期博士課程の接続は適切に行われている。

- ・ 後期博士課程における入学から学位授与までの教育システム・プロセス

後期博士課程に入学を許可した以上は、原則として、必ず学位を取得させるという方針で指導している。そのため、各人の自由を最大限確保すべく、論文執筆を「積み上げ」方式と「一括」方式のふた通り認め、指導教授による個別指導に加え、合同演習による共同指導、全教員による論文発表会、加えて、2種類の雑誌等による出版奨励など、学位の短期取得に向けた教育システムが確立されている。

- ・ 特色ある教育プロジェクトの推進状況

- a. 総説

社会環境の急激な変化に伴って教育体制を拡充することが求められているが、法学研究科では、現代社会にふさわしいもので、従来の法学研究科にかけていたテーマを取り上げるために、

1998年度から「プロジェクト科目」を設置した。同科目は、講義形式と演習形式があるが、多くの場合、特定の問題領域に関して、慶應義塾大学内外の専門家をゲストスピーカーとして招き、そのレクチャーと参加者全員によるディスカッションを通じて特定問題を深く解明することを目指している。2004年度開講のプロジェクト科目の一例を挙げておく。全専攻共通プロジェクト科目として、「1990年代研究」「医事刑法」「欧州統合」「国際新種契約法」など、公法学専攻・政治学専攻プロジェクト科目として、「行革の盲点としての医療制度改革」「市民生活の安全と警察に関する比較法的研究」など。

なお、前述のアカデミック・プレゼンテーションとアカデミック・ライティングのコースも本研究科における特色ある教育プロジェクトのひとつに数えられよう。

b. 政治学専攻

政治学専攻は、政治思想論、政治・社会論、日本政治論、地域研究論、国際政治論をカバーしている。教員は原則としてこれら5部門のいずれかに属し、自分の専門分野を中心として特殊研究と特殊演習を主に開講している。

特殊研究は、ひとりの教員による、特定の専門領域をめぐる少人数での演習であるが、隣接の専門領域に属する学生も参加し、幅広い観点からの専門的知識の修得を可能としている。特殊演習は、教員の指導下に登録されている学生を中心とした科目で、各自の研究の進捗状況に応じた指導が実施され、専門を同じくする学生同士が、指導教授の下で切磋琢磨する場となっている。

政治学専攻では、以上の伝統的な大学院教育に加えて、これまでの研究を継承・発展させるとともに、新しい研究対象の開拓にも意欲的に取り組んでいる。とりわけ、理論、思想、歴史の研究を基礎としつつ、現実との緊張関係を維持し、政策指向性の高い研究と教育に力を入れている。

前述したところであるが、代表的な具体例として、社会環境の急激な変化に対応すべく、1998年よりプロジェクト科目を導入したことが特筆される。プロジェクト科目は、現代社会のニーズに応えるテーマを取り上げ、慶應義塾大学内外の専門家を招き、その講義と参加者全員によるディスカッションを通じて特定問題を深く掘り下げることを目指している。

また、修士課程において、1998年より専修ユニットを導入した。専修ユニットは、学際的な専門性の養成を目指すもので、法学研究科以外の分野の学習・研究を可能にするものである。当面は、核となる法学研究科設置科目に加えて、他研究科設置科目を履修することができ、将来的には他大学の大学院研究科の設置科目を履修することも視野に入れている。

こうして、政治学専攻では、専門的研究能力を育てる伝統的な大学院教育を大切にしつつも、変化しつつある日本内外の社会的ニーズに対応した特色ある教育とカリキュラム編成を、バランスよく進めてきている。

c. 公法学専攻、民事法学専攻

教育プログラムの刷新という点では、政治学専攻が一步先行する状況にあるが、法学系の研究課程と政治学系のそれとを同列に扱うわけにはいかない。が、近時、法科大学院の新規開設に伴い、法学系の研究課程も大きな変革の時を迎えようとしている。法学研究科と法務研究科(法科大学院)との理想的なコラボレーションを実現する条件整備を現在、鋭意ととのえているところである。

- (2) 高・大連携への取組み
- (3) 国家試験への対応
- (4) 医学系・看護系のカリキュラムにおける臨床実習・臨地実習の位置付け・運営方法
- (5) インターンシップ
- (6) 国内外の他大学との単位互換の状況

留学から帰国した学生が、留学先で履修した科目を、学習指導が学則に照らして研究科委員会で修了単位に認定することはしているが、国内外の教育機関との具体的な協定に基づく積極的な単位交換には至っていない。また、現在のところ検討もされていない。

なお、上記の修了単位への認定限度は、10単位までである。

- (7) 外国人留学生，帰国生学生，NY 学院からの進学者などに対するカリキュラム上あるいは教育指導上の配慮

外国人留学生に関しては、書類選考のみで合格させるなど、積極的に受入れる体制をとりつつある。英文での修士論文作成も可能である（3月はじめの委員会で決定される）。留学生受入れのための受け皿として、チューター制度がおかれている。これは、日本人学生を外国人学生のチューターとして付け、勉学一般、日本語も含めて手助けさせる制度である。学友任せではできない指導が可能になる。日本人学生もまた、異なった環境に置かれる事の持つ困難を理解し、学ぶことになる。

- (8) 外国人留学生の受入れ・国際プログラムの実施の状況

外国人留学生に関しては、書類選考のみで合格させるなど、積極的に受入れる体制をとりつつある。英文での修士論文作成も可能である（3月はじめの委員会で決定される）。

- (9) 障害をもつ学生への教育上の配慮

法学部においては、最近の例では1997年に全盲学生が、2001年に聴覚障害学生が入学した。その際には、学生の必要性に応じて、全盲学生にはキャンパスでの歩行訓練や履修申告への支援、授業や試験での支援が行われた。また、三田キャンパスの図書館には点字の六法他、法律書が常設されて提供された。その部屋にはPCも専用に設置され、音声により読み書きが可能ないように配慮された。聴覚障害学生には、学生ボランティアがサポートし、教員は板書や配布資料を加えて音声のみに拠らないように留意した。日吉キャンパスにおいては数名の教員が、これら障害学生のためのカリキュラム検討を行い、盲学校への見学会や、公開講座、模擬授業などを行って、授業におけるバリアフリーを検討し、教育に還元した。また、2004年度の法科大学院入試において全盲の受験生が受験してきたが、十全に対応したところである。

上記は、法学部、法科大学院の経験であるが、法学研究科の教員もそれらの部門をかねる場合が多いので、経験は十分共有されている。

- (10) 社会人の再教育・生涯教育の実施状況、また社会人学生に対するカリキュラム・研究指導上の配慮

Ⅲ－２ 教育・研究指導方法とその改善

(1) 教育効果をより適切に測定（評価）するための工夫改善への組織的取組み

この取組みはまだ行なわれていない。授業やゼミ担当者の個別的な努力に委ねられている。研究科の学習指導が、4月だけでなく、通年にわたって学生との意志疎通をはかる窓口となっている。

(2) 成績評価の厳格性・客観性を確保するための仕組み

現在はまだ個々の担当者の工夫に委ねられている。相対的評価導入について、また、GPAの導入について、目下慶應義塾全体の大学教育委員会で検討中である。

(3) 適切な履修指導または効果的な研究指導を行うための制度・工夫

授業担当者の主体的判断により、特定の授業科目について適宜オフィスアワーが実施されている。毎週特定の曜日、時間に学生が研究室等を訪問し、授業に対する様々な質問や学習への取組み方について指導、説明が行われている。

個々の科目に関してはもちろんのこと、制度全般に関する観点から履修や勉学上の助言、留年者や休学者等への措置については、法学系専攻と政治学専攻からそれぞれ1名ずつ研究学習指導主任を任命し、対応に当たっている。もちろん、主任の判断のみで決定できない事項は、研究科委員会で検討されることになる。研究分野や指導教員の変更希望については、原則として学習指導が相談に乗り、関係する分野の教員の助言を得て、学事センターの手続を通じて法学研究科委員会の審議を経て決定される。

複数の教員で担当される科目（総合同演習、合同演習、プロジェクト科目、等）では、成績記入を行う責任者の他、各専攻分野の教員が授業の内容や組み立て、その実施・運営方法に責任を負っている。

学生の研究報告に対しては、教員は各自の専門の観点からも学生の研究の発展を促すよう指導・助言を行っている。

学生の研究活動への支援措置として、公法学、民事法学、政治学の専攻共通の研究論文集、『法学政治学論究』が定期的に刊行され、研究論文を発表する場が確保されている。同論文集は、レフエリー制で掲載の適否が判定されている仕組みとなっており、学外からの投稿も認められ、一定の水準が確保されている。

(4) 教育改善または教育研究指導方法の改善への組織的な取組み

シラバスの作成は、2004年度からよりいっそう進められることになり、履修要綱はこの方針にそって次第に整えられてくると思われる。研究科に関して、学生による授業評価の導入や、授業や講義に対する学生の満足度の調査はまだ実施されていない。

(5) 授業の適正人数規模

- (6) 情報機器を活用した教育の実施状況
- (7) e-Learning、遠隔授業の実施状況と今後の取組み
- (8) セメスター制の導入状況あるいは導入計画

政治学専攻では、完全セメスター制が実施されているが、公法学専攻・民事法学専攻では導入されていない。

Ⅲ－3 国内外における教育研究交流

(1) 国際交流推進に関する基本方針および国際交流の現状と課題

国際交流委員会（学部設置されているが、法学研究科の専任教員は同時に学部所属であるため問題はない）を設け、積極的に教員による海外研究者との交流を支援する体制を整えつつある。

現在、慶應義塾全体として交換留学制度を設けている大学は多数に上り、今後増やして行きたいと考えているが、国別分布と大学数は以下のとおりである。

アメリカ	13 大学	カナダ	2 大学	シンガポール	1 大学
アルゼンチン	1 大学	中国	3 大学	韓国	4 大学
台湾	1 大学	タイ	2 大学	インドネシア	1 大学
オーストラリア	3 大学	トルコ	1 大学	イギリス	3 大学
フランス	6 大学	ドイツ	6 大学	オーストリア	1 大学
スウェーデン	1 大学	ノルウェー	1 大学	オランダ	2 大学

学生の海外留学については、現在、63 の大学と協定に基づく学生の交換を行っている。約 200 人の学生が、海外に、留学していることになる。いささか、問題となっているのは、学生の興味の偏りで、もう少し、世界各地に対する学生の興味と知識が広がるのが望ましい。

また、外国で取った単位の認定をすることにより、留学しやすい環境を整える努力をしている。

他方、外国人留学生に関しては、書類選考のみで合格させるなど、積極的に受入れる体制をとりつつある。英文での修士論文作成も可能である（3 月初めの委員会決定される）。留学生受入れのための受け皿として、チューター制度がおかれている。これは、日本人学生を外国人学生のチューターとして、付け、勉学一般、日本語も含めて手助けさせる制度である。学友任せではできない、指導が可能になる。また、日本人学生もまた、異なった環境に置かれる事の持つ困難を理解し、学ぶことになる。なお、特筆すべき交流として、夏季には、エラスムス大学（オランダ）との交換協定に基づき、日本法入門講座を開講し、エラスムス大学で、東アジア法を学んだ学生を受入れていることがあげられよう。将来は、受入れ対象を拡大する方向で考えたい。

(2) 外国人教員の受入れ体制の整備状況

研究者レベルにおいては、常時、10 から 20 人の訪問研究員が法学部・研究科において、研究をしている（2004 年 3 月現在 15 人）。これらの人々との交流を深めるべく、法学部においては、2 ヶ月に一度ぐらいの割合で、訪問研究員によるミニ講演会を開催している。訪問研究者の研究テーマや興味の所在を学部および、大学院生に知らせることによって、相互交流が深まることが、

狙いである。

また、政治学系においては、韓国の延世大学校に年に一度、共同研究会を開催している。

Ⅲ－４ 通信教育

Ⅲ－５ 専門職大学院のカリキュラム

Ⅲ－６ 「連携大学院」の教育課程

2004年度からの試みとして、国連大学大学院共同講座「多発する紛争：要因・予防・国際的対応」(2単位)、および同「激動する世界と多様な国連の機能」(2単位)を慶應義塾の大学院生が履修できるよう、「国際法特殊講義(国連大学講座)」を新設した。日本の主要な大学院の学生が共同履修する講座であり、変動する世界の重要課題についての第一線の講師陣による講義と評価に基づいて、法学研究科の履修科目として認定するという、従来にない新しい試みである。

Ⅲ－７ 学位授与・課程修了の認定

修士、博士とも、最近の学位授与数は増減を繰り返しているが、過去10年間(1992-2002年)で見ると、修士号授与数は65から119の間、博士号授与数は6から14の間にある。しかし、「学則規則の一部を改正する省令」の施行(1990年7月1日)をはさんだ長期的趨勢をみれば、近年の大幅増加傾向は明らかである。1951年の新しい学制導入以降(最初の修士号授与は1952年)省令により学位表記が改められた1991年7月以前の約40年間の「法学修士」授与は1,085名、それ以降2002年までの約10年間の「修士(法学)」授与は994名であった。博士号については、それぞれ「法学博士」88名、「博士(法学)」118名である。

とりわけ、課程博士の授与が増えつつあることは、学生の研究意欲を促進し、博士論文の質もあがるという好循環を生んでいる。学位審査には、指導教授の他に2名の審査員(必要に応じて研究科外からも依頼)をあて、また審査対象として取り上げる前に十分な縦覧期間を設けることで研究科委員全員が意見を述べられる制度を担保しており、公平な審査が行われている。

また、1991年度より導入された修士課程の標準修業年限未満(1年)での修了のケースは、初年度は0であったが、1992年度以降少ない時で1名(2000年、01年、03年)、多い時で5名(1999年)、それ以外は2名ないし3名で、2003年度まで毎年継続して生まれている。

2003年度までの専攻別の合計は、公法学専攻6名、民事法学専攻3名、政治学専攻21名、計30名である。政治学専攻の場合、韓国の外交官が日本での研修制度を利用して短期間に学位を取得するケースがみられる。彼らは、ほぼ例外なく極めて勤勉かつ優秀であり、韓国のエリートである官僚に対する大きな教育効果をもたらすものとして、国家間関係の次元を含めて極めて重要な成果を生んでいる。

Ⅳ 研究活動と研究体制の整備

Ⅳ－１ 研究活動

(1) 論文等研究成果の発表状況

(2) 特筆すべき研究活動状況について

(3) 研究科とその附属研究所との関係・将来展望

法学部は、慶應義塾内にあるいくつかの研究所と連携しながら研究・教育活動を行っている。なかでも特に、メディア・コミュニケーション研究所、東アジア研究所、福沢研究センターとの結び付きは強い。

メディア・コミュニケーション研究所の場合、旧新聞研究所時代から人的交流・共同研究が積極的に進められてきた。マス・コミュニケーション研究はもちろんのこと、ジャーナリズムや各種メディア、最近ではインターネットなどのメディアを対象に、法学部の教員がメディア・コミュニケーション研究所の研究プロジェクトに参加し、積極的に研究を進めている。また、この研究所の研究生と法学部の学生を主たる対象とする科目も設置され、教育面での交流も行われている。

東アジア研究所では、東アジアを中心とする世界各地を対象とした研究プロジェクトが推進されている。法学部政治学科の中心の一つが地域研究であることから、法学部はこの研究所とも密接な関係を保っている。特にアジア研究の領域では海外との交流もさかんで、日本における重要な研究拠点となっており、法学部もその活動に多大な貢献を行っている。

福沢研究センターは、慶應義塾の創設者である福澤諭吉研究を中心に近代日本研究を進めている。法学部は、法制史、法文化史、近代日本政治史、日本社会学史において活発な研究・教育活動が進められていることから、このセンターとも強い結び付きがある。法学部の教員は、このセンターの研究プロジェクトへの参加を通じて、福沢研究のみならず近代日本の法・政治・社会に関して多くの研究成果をあげてきた。

Ⅳ－２ 研究体制の整備（経常的な研究条件の整備）

(1) (個人・共同) 研究費・研究旅費の充実度・問題点

専任教員には、個人特別研究費（毎年度およそ 20 万円）および教授用品費（毎年度およそ 5 万円）が提供される。これは、研究所購入などの研究資金に充当されるものである。これとは別に、旅費としては、研究旅費およびゼミ合宿旅費、ならびにそれに伴う日当が、教授会での承認を条件として、慶應義塾当局から支給される。また、教材の複写に関しては、教材用複写室と担当職員が用意されており、さらに、研究用の個人資料の複写に関しては、毎年度 1,000 枚の上限で自由に学内複写機の使用ができるよう便宜が図られている。

上記の他に、慶應義塾全体での研究資金の提供も行っており、多様な研究資金支援体制が完備されているところであるが、本研究科と関連のあるものとしては以下のものがあり、法学研究科の専任教員の多くが利用している。（（ ）内は助成の対象事項）

- 慶應義塾学事振興資金（個人研究、共同研究）
- 福澤諭吉記念基金（海外留学、研究、学術出版、外国誌論文掲載）
- 小泉信三記念基金（外国人学者招聘、国外出張）
- 松永記念文化財研究基金（調査・研究、収集・保全、講座）
- 特別研究費（特別研究期間適用者の研究）
- 大型研究助成（研究）
- 大学院高度化推進研究費（研究）

2003年度	法学部に対する助成金
学事振興資金研究補助	1,670万円（個人560万、共同910万、特A・特B200万）
小泉基金	122万4,300円
福澤基金	524万2,000円
計	2,316万円

(2) 教員研究個室等の整備状況と将来計画

三田キャンパスに設置されている学部・研究科の専任教員は、原則として、全員、同キャンパス北部に位置する7階建ての新研究室棟内に研究個室を与えられている。法学部・法学研究科専任教員は、主に、同棟の7・6階の研究個室を利用している。各研究個室には、空調施設、回線施設が敷設されており、充実した居住研究環境が確保されている。また、同棟内に研究室事務室を設置し、申請によって室内備品（本棚や机、椅子など）のリニューアルも頻繁に行われ、また、研究室の再配分も全学的な運営組織を設置し、円滑に進められているところである。かつては、数名の教員が研究室を共用するという時代もあったが、そのような状況からは現在脱却しているものの、建物の老朽化が進み、また、各個室の広さも決して十分とは言えず、改築ないし、新築が期待されるが、諸事情からそのような将来計画は現時点ではない。なお、現在、法科大学院の開設との関係で、同大学院の専任教員に研究室棟内の個室が一部提供されているが、2005年度の完成を目標に法科大学院用の建物を建設中であり、それが果たされれば、多少の余裕が生まれ、将来における新任者への研究室の提供も十二分にはかかると予想される。

(3) 教員の研究時間を確保させるための方途とその適切性

教員の研究時間を確保させるための方途として、「特別研究期間」の制度がある。毎年4名ほどの、専任教員がこの制度を利用している。研究テーマを提出し、教授会の承認をへて、1年間または半年間、授業を担当せず、研究に専念している。

「慶應義塾年鑑2002」を、参照すると、2002年度期間中4名がこの制度を活用している。研究テーマも記載されている。

A 教授	2002年4月1日から2003年3月31日まで
B 教授	2002年9月1日から2003年8月31日まで
C 教授	2002年10月1日から2003年9月30日まで
D 助教授	2003年3月31日から2004年3月30日まで

* 特別研究休暇は、順番がきてとれるのが理想であるが、実際は法学部の各セクションにおいて、担当科目を不足ないように充足させなければならず、また大学院法務研究科の科目を担当している専任者は、学部と両方の担当義務があり、休暇を取りにくくなっているのが現状である。

(4) 特筆すべき競争的な研究環境の創出

慶應義塾外の補助による、研究活動を「慶應義塾年鑑2002」を参照して調べると、一例として、「文部科学省 科学研究費補助金」の補助を受けたリストが掲載されている。そのほとんどは理

工学部と、医学部の教員であり、当研究科からの活用者は少ないが、「義塾年鑑 2001」によると少数ながら以下のような利用例がある。

[文部科学省 科学研究費補助金]

基礎研究 (C) (2)

国分 良成 「日本の対外政策と東アジア」

大山 耕輔 「NPM 理論による持続可能なガバナンスシステムの考察」

木村 弘之亮 「電子商取引にかかる租税条約の改定、恒久的施設、金融所得」

また、その他の補助に関して、次の利用例がある。

[(財) 日本証券奨学財団]

有末 賢 「郊外化と伝統都市のライフスタイルの変容に関する研究」

[(財) 平和中島財団]

木村 弘之亮 「ニュービジネスとその税制」

さらに、「義塾年鑑 2000」には、以下の 3 例がある。

[参議院]

添谷 芳秀 「危機管理分析手法に関する調査 (台湾危機を事例として)」

[学術振興野村基金]

山田 辰雄 「日中戦争 (1931-1945) に関する国際共同研究」

[(財) 平和中島財団]

国分 良成 「中国文化大革命の総合的研究」

(5) 研究論文・研究成果の公表を支援するための措置や大学・研究機関間の研究成果を発信・受信するシステムの整備

2003 年 4 月から、慶應義塾研究者情報データベース (主管: 研究支援センター) が、公開されている。このデータベースは、従来の「義塾年鑑」に替わるものとして開発された。これにより、研究業績に係わるさまざまな記載項目の選択、記載項目ごとの公開が可能になり、また書き換えもできるようになっている。

なお、法学部・法学研究科は、多様な紀要を発行しているところである。主に、塾内外の専任者の論文は「法学研究」(月刊)、KEIO JOURNAL OF POLITICS (隔年、英文)、KEIO LAW REVIEW (隔年、英文) に掲載される。また、主に、塾内外の大学院生の論文は、レフェリーによる査読を経て、「法学政治学論究」(年 4 回) に掲載される。こうして、塾関係の研究者および塾外の研究者の研究発表の場を確保する多様な工夫がなされているところである。が、一方で、塾内専任者が、多忙のためか、あるいは、学外での刊行物での論文公表が増えたためか、本学の機関誌へ投稿する数が減少傾向にある点、課題が残る。

なお福澤諭吉基金による出版助成や外国雑誌掲載助成が完備されている。

(6) 研究等における倫理性の確保

V 学生の受入れ

(1) 学生募集・入学者選抜方法

法学研究科では、民事法学専攻（修士定員50名、博士定員10名）、公法学専攻（修士定員50名、博士定員10名）政治学専攻（修士定員50名、博士定員10名）の受入れ枠を有している。その上で、修士課程の入試は、年2回、9月と3月に、博士課程の入試は3月に、また留学生入試は書類選考のみによる形で10月に行っている。修士課程の入試においては、学部での成績優秀者には学科試験が免除される。またいわゆる「飛び入学」制度により、学部3年終了段階で大学院に進学できる制度もある。これとは別に、博士課程に進学するために必要となる語学力判定試験は毎年2回、9月と3月に行われ、博士課程に進学を希望する者はこの試験で二カ国語に合格する必要がある。修士課程においても「飛び級制度」があり、所定の単位を修得することを条件に、1年で修士課程を修了することも可能である。

近年、以前と比較して、大学院に進学を希望する者の数が減少しており（2003年度入学者数を挙げると修士課程で民事法学11名、公法学17名、政治学29名、博士課程では、民事法学3名、公法学4名、政治学11名）入試選抜方法は適切に機能しているものの、特に法律学分野で定員充足には遙かにいたらない状況が続いている。このことは2004年度に法務研究科（いわゆるロースクール）が開校すれば、さらに深刻な問題を法学研究科に投げかけることになるだろう。

(2) 入学広報

特記すべき広報活動は行っていない。確固たる教育・研究成果を挙げていくこと、また大学院生に対するレフリー付きの紀要である『法学政治学論究』の充実を図っていくことこそが真の意味での広報活動であると考えからである。

(3) 研究科の理念・目的・教育目標と学生受入れ方針の関係

法学研究科では、入学選考において、それぞれの受験生の専門科目上の学問的資質を問うのみならず、修士課程においては1カ国語、博士課程入学には2カ国語の一定レベルの外国語能力を求め、国際的レベルでの研究を行っていきける質の高い学生を求めているが、今後もこの方針をさらに徹底させていきたい。

(4) 塾内高校からの学部進学

(5) 特別学生受入れの状況

現行の入試制度で、十分に特別な事情を持つ受験生に対応できていると考えるので、それに加えて、さらに特別学生受入れの制度を設けることは考えていない。

(6) 留学生入試・外国人学生受入れの状況

法学研究科では、2003年度に修士課程において留学生入試で受験した者が民事法学8名、公法学1名、政治学4名であった。選考の結果入学にいたった者は民事法学2名、公法学0名、政

治学3名であった。博士課程では政治学専攻の受験者が1名いたが、合格にはいたらなかった。

留学生のなかでも政府の奨学金を得て出願してくる学生は、法学研究科としてできる限り受入られており、成績のいかにかわらず入学させている点で、多少の問題を残している。

(7) その他特記事項

・ 社会人の受入れ

特に「社会人入試」といった枠は設けていないが、入学者のなかには、修士課程において2名、博士課程において1名の「社会人」（現に職に就いている者、企業等を定年により退職した者若しくは主婦）に該当する入学者がいる。

・ 学生定員の充足状況

先にも述べたとおり、近年、大学院に進学を希望する者の数が減少しており、入試選抜方法は適切に機能しているものの、特に法律学分野で定員充足には遙かにいたらない状況が続いている。このことは2004年度に大学院法務研究科（いわゆるロースクール）が開校すれば、さらに深刻な問題を法学研究科に投げかけることになるだろう。

・ 学部成績優秀者に対する学内推薦制度

法学研究科では、本塾大学法学部第4学年に在学する成績優秀な学生に対して、推薦制度を設けて、第一次学科試験を免除している。その条件は「1. 第3学年までに修得した科目の成績が当該学年の学生全体の上位6分の1以内に位置する者」で、「2. 法学部専任者から大学院への進学について推薦を受け、受入れ教員の承諾を得た者」である。

2003年度はこの制度により、修士課程に民事法学で8名、公法学10名、政治学10名の受験者がおり、それぞれ6名、10名、6名が入学している。受験者と入学者の差は、最後まで就職か進学かで迷った者、司法試験に合格するなどして最終的に進学しなかった者である。

この制度は、確かに本塾大学法学部出身者のみを優遇した制度であり、公平でないとの批判もありえようが、この制度により進学した者は総じて大学院進学後の成績も良く、早い段階から本格的な研究の準備ができるという利点も有している。

・ 他大学からの受入れ

2003年度に他大学から法学研究科を受験した者は、修士課程においては民事法学31名、公法学36名、政治学69名であったが、入学者はそれぞれ、3名、1名、11名であった。また博士課程への受験者は民事法学1名、公法学1名、政治学8名であり、入学者はいずれの専攻も0名であった。試験は公正に行われているのであるから、一般的に述べれば、他大学からの受験者と本塾大学法学部出身者のレベルの間には隔たりがあると言わざるをえない。

・ 学部4年未満からの大学院「飛び入学」制度

法学部3年生である一定の成績を修めた者には大学院「飛び入学」を認める制度を設けているが、過去数年、該当者はいない。

(8) 退学者の状況

特記すべき退学理由を持つ退学者はない。

VI 教育研究のための人的体制

(1) 教員組織

(2) 研究支援職員・組織の充実度

外部資金からのオーバーヘッド・チャージによって運営される三田研究支援センターが、研究助成申請時の事務的補助を手伝う。また外部資金により同センター所属の有期職員を雇用し、研究支援を行わせることができる。この他、21 COE-CCC では、プログラム推進のための研究員を公募し、3名程度、有期で雇用している。

(3) 実験・実習等を伴う教育実施上での人的補助体制の整備状況

(4) TA 制度・SA 制度・RA 制度

学部教育科目の内、講義科目については1科目あたり1名の大学院生をTAとして雇用し、教育補助にあたらせることができる。また21 COE-CCC では、プログラム推進のためのRAを公募し、10名程度、有期で雇用している。

(5) 教員の募集・任免・昇任

当研究科はこれまで、公募制度をとらず、推薦制度によって新任人事候補者を決め、人事委員会が書類審査などを経て推薦し、教授会の承認を得るという方法で新任者を決定してきた。今後公募制度を併用する計画もあり、研究科として検討に入っている。

人事委員会はまた、人事規定により、申請のあった昇任人事について主査1名と副査2名を決めて審査を依頼する。審査結果は学部教授会（当研究科の専任教員は学部教授会専任と重なる。）で公表され、決定される。

(6) 任期制・有期契約教員等、教員の流動性を促進する制度および任用の状況

任期制は実施されていない。

有期契約教員は、法学部・法学研究科として2名であり、毎年人事委員会で決定され、教授会で承認される。招聘の訪問講師も有期契約であり、若干名が同じく人事委員会で決定され教授会で承認される。

(7) 教員の教育・研究活動や研究活動の活性度合いについての評価方法

- (8) 学内外の教育研究組織・機関との人的交流の状況

VII 施設・設備等

VII-1 施設・設備等の整備

VII-2 キャンパス・アメニティ等

VII-3 利用上の配慮、責任体制

VIII 図書館および図書等の資料、学術情報

- (1) 図書館資料等の質および量（コレクションマネジメント）
- (2) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況（ハードウェア）
- (3) 図書館サービスの状況（ソフトウェア）
- (4) 学外との相互協力、社会貢献（アウトリーチ）

IX 社会貢献

- (1) 社会人向け教育プログラム・公開講座の開設状況

2003年度において、大学院法学研究科博士前期課程の下記科目につき、広く税理士等の社会人の聴講を認めている。それらは、金融税法特殊講義（半期2単位）、国際租税法特殊講義（通年4単位）、税務会計特殊講義（通年4単位）、法人税法特殊講義（半期集中4単位）、消費税法特殊講義（半期2単位）の科目である。講義は、研究者の他、税法実務家の担当によるもので、幸い好評をえている。

また、慶應義塾では、社会人教育のよりいっそうの充実を図るため、丸の内キャンパスと称するサテライトキャンパスを運営しているところであるが、本研究科の専任教員も、そこでのプログラムに講師として多数参加しているところである。

なお、その他の社会人向け教育プログラムとしては、一昨年度の実績になるが、2002年9月21日から、三田キャンパスにおいて、弁理士を対象とする民法、民事訴訟法の基礎研修講座が開講された（翌年1月18日までの毎週土曜日、民法30時間、民事訴訟法30時間、計60時間の講義内容）。2002年の弁理士法の一部改正により、一定の能力担保研修を修了し、その成果を判定するための試験に合格した弁理士に、特許権等の侵害訴訟（特定侵害訴訟）に関する訴訟代理権が認められるようになった。そのため、日本弁理士会は、法学部のあるいくつかの大学に、民法、民事訴訟法に関する基礎研修講座の開講を依頼しており、当塾は、いち早くその要請に応じて、上記講座を開講した。本講座は、慶應義塾大学知的資産センターに設置され、法学部の民法部会および民事訴訟法部会が講師の推薦とカリキュラムの編成を行った。残念ながら、諸般の事

情でこの基礎研修講座は継続していないが、今後このような社会人教育の機会を多面的に充実したいと考えている。

(2) 企業との連携としての寄付講座の開設状況

(3) 研究成果の社会への還元

- ・ 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

2002年度より、東京税理士会ほかと提携し、訴訟補佐人研修のための税理士特設講座として次の科目を大学院法学研究科博士前期課程に開講されている。大学院博士前期課程の正規学生数名のほか税理士70名が聴講生として参加した。開講された科目は、租税権利救済法特殊講義（通年4単位）租税手続法特殊講義（春学期2単位）であり、研究者教員の他、法務省の訟務検事にも出講してもらい、幸い好評である。

また、過去の実績になるが、寄付講座・チェアシップ基金として、「マイクロソフト寄付講座（国際政治論特殊研究（NGO NPO 論）（2000年秋）」が開講されたことがある。

(4) 特許・技術移転その他知的資産

- ・ 技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務等）の整備状況

慶應義塾では技術移転期間（TLO）として、1998年11月に知的資産センターが設立された。法学部関係では、この知的資産センターを通して、小林良彰を発明者とする「多言語文献検索システム」が2001年8月3日に特許出願し、2002年6月24日に特許として認められた（特願2001-236466）。

(5) 産学連携と倫理規定

X 学生生活への配慮

(1) 学生生活支援の基本的な考え方

(2) 課外活動・課外教養の指導・支援

(3) 奨学制度

(4) 就職（進路）指導の現状と課題

民事法学および公法学専攻では最近、特に修士課程の入学者が増加しているが、その多くを占めるのが司法試験受験生である。法曹人口の増加が予想される中、慶應義塾の合格者は著しい増加傾向にあるが、学部合格者に比して今ひとつ成果が見られない。今後の課題でもある。また、国家公務員1種試験、外務公務員試験の受験者も多いが同様の傾向にある。

修士課程を修了した学生の多くは、一般企業に就職するが、民事法学および公法学専攻の学生

は企業の法務部門に職を得、政治学専攻の学生においても、ジャーナリストなど研究歴を生かした職種に就職する傾向が見られるようになりつつある。

修士課程を修了して後期博士課程を修了した者の中には、大学教員・研究者の職を得ているものの他、各種研究機関、国際公務員などの職を得ている者も見られる。また、政治学専攻からは、ごく少数ではあるが政治家を志す者が育ち、現在活躍している。

いずれにして、学生の進路は多岐にわたり、指導教授を中心とする進路指導も個別の対応にならざるを得ない。大学・大学院の新任教員あるいは研究機関の職員等の人事情報は、ここの教員間で連絡を取り合って、ふさわしい学生を調達する相互調整を行う努力が望まれる。公募人事情報などは、教授会や研究科委員会等で回覧し、情報共有に勤めているところである。また、定期刊行物である『法学政治学論究』では、院生諸君の論文とともに、個人的プロフィールも掲載し、ひろく学界・大学界・高等研究機関にその業績と人物を知らしめるべく工夫している。

(5) 学生の心身の健康保持・増進への配慮について

(6) 学生生活支援を効果的に行うための組織体制

XI 管理運営

(1) 評議員会、理事会等

(2) 塾長選挙、評議員選挙

(3) 研究科委員会等

法学研究科では研究科の全専任教員が出席する最高決議機関である研究科委員会の下に、学習指導会議、大学奨学委員会、図書委員会、留学生小委員会、大学院問題検討小委員会、大学院高度化推進小委員会、法学政治学論究編集委員会等の各種委員会が設置され、研究科委員長学部長の下で運営される。

研究科の運営組織は、法学研究科の理念を実現するために、時代の変化をみて改組も行いつつ、法学部が叡智を傾けて構築してきたものであり、それだけに研究科委員会を中心にして適切に機能するように出来上がっていると見える。

従って、研究科委員会は、研究科自治に基づき、各種委員会と有機的に結びつきながら一体となって、これまでどのような問題にも柔軟に対応し、納得のいく解決を図ることができており、現在のところ、適切に機能していると考ええる。

(4) 研究科委員会と学部教授会との相互関係

研究科委員長は学部長を兼任しており、さらに研究科法政各学科および学部法政各学科の学習指導が中心となりかつ連携して、法律学関係の問題は法律学科専任者会議で、また、政治学関係の問題は政治学科専任者会議で検討しているので、研究科と学部の相互関係は適切に保たれていると考える。

(5) 研究科の意思決定プロセスの透明度等

法学研究科の意思決定は手続的には原則として、まず研究科法学・政治学関係の各専任教員および研究科各種委員会から学事に関する問題を提示してもらい、それを研究科の専任者全員が出席する最高決議機関としての法学研究科委員会に諮り、研究会委員長が議長となり、学習指導の協力を得て、審議のうえ決定するという過程を経て慎重に行われており、現在のところ研究科委員会での議論も活発であり、透明度は高いと考える。

なお、研究科委員会は、誤りの生じないようにまず前回の記録の確認から入り、報告事項を経て、審議事項として予め用意された議題を審議し、最後に自由討論として、特別に発言を求める者からの発言を認めるという手順で行われている。

(6) 大学評議会等全学的審議機関の権限の内容と運用

(7) 教学組織と法人理事会との間の連携協力関係・機能分担・権限委譲

(8) 管理運営に関する学外有識者の関与の状況

(9) 危機管理体制の整備状況

XII 財政

XII-1 教育研究と財政

XII-2 外部資金等

XII-3 予算配分・予算執行のプロセスの透明性

XII-4 財務監査

XII-5 財政公開

XII-6 私立大学財政の財務比率

XIII 事務組織

XIII-1 事務組織と教学組織との関係

XIII-2 事務組織の役割

XIII-3 事務組織の機能強化のための取組み

XIV 自己点検・評価

(1) 大学全体および各学部・研究科等における恒常的な自己点検・評価システムの確立状況

法学研究科における自己点検評価システムは、まだ確立されていない。将来の改善・改革のためのシステムの確立が待たれる。

(2) 自己点検・評価の結果を将来の改善・改革につなげるための仕組み

(3) 学外者を含めた委員会の設置など、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保する仕組み

(4) 自己点検・評価の結果の学外への発信状況

XV 卒業生との関わり

(1) 卒業生の状況把握（就職先企業、現住所、同窓会活動など）

(2) 社中の一員としての協力・貢献（寄付、在校生支援、評議員など）

(3) 義塾から卒業生に対するサービス（社会人教育、招待など）

(4) その他（学会等）

以 上

